20230831【総領事館からのお知らせ】外務省から在留確認メールが送信されます。

【ポイント】

外務省では、毎年10月1日現在の海外在留邦人数を調査しており、9月1日以降、該 当する方に対し、以下1の件名及び送信元アドレスから在留確認のメールが送信され ますので、予めお伝えいたします。

【本文】

1 在留確認メールについて(日本時間9月1日送信)

●該当者:提出された在留届の渡航目的が「長期滞在」の方で、ご本人又は同居家 族のいずれかの方の滞在期間が超過している、又は未記入の方。

●件名:【外務省からのお知らせ】在留状況を確認しています。

●送信元アドレス:<u>ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp</u>

受信された方は、メールに記載の方法にて、滞在期間の延長や記入、又は帰国・転出 の手続きをお願いします。

2 また、外務省からは、在留確認メールとは別に滞在期間が超過している方に案内メ ールを定期的に送信しています。

●該当者:提出された在留届の渡航目的が「長期滞在」の方で、ご本人又は同居家 族のいずれかの方の滞在期間が超過している方。

●件名:【外務省からのお知らせ】在留届の滞在期間が過ぎています。

送信元アドレス: ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp

受信された方は、メールに記載の方法にて、滞在期間の延長、又は帰国・転出の手続きをお願いします。

• • • • • • • • • • • • • • • •

※この情報は、在留届、及び「たびレジ(本登録)」に登録されたメールアドレスに自動 的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停 止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方 に安全

対策に関する情報が届くよう、在留届(3 か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3 か月

未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますよう お願い

いたします。

(問い合わせ窓口)

○ 在セブ日本国総領事館

住所:8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032)231-7321 / 7322

FAX:(市外局番 032)231-6843

Email: <u>cebucoj@ce.mofa.go.jp</u>

HP: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html